

千歳市防災会議運営要綱

平成 17 年 3 月 4 日

市長決裁

（趣旨）

第 1 条 千歳市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 286 号）及び千歳市防災会議条例（昭和 38 年条例第 1 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（会長の職務代理者）

第 2 条 防災会議会長（以下「会長」という。）に事故あるときの会長の職務代理者は、防災会議委員（以下「委員」という。）である千歳市副市長をもって充てる。

（会議）

第 3 条 防災会議は、会長が招集する。

- 2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができる。
- 3 防災会議招集の通知には、会議の目的、場所及び議題を付記しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（委員の代理者）

第 4 条 委員はやむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

- 2 委員は、あらかじめ代理者を指名し、会長に届け出るものとする。
- 3 委員又は代理者が共に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出るものとする。

（議事）

第 5 条 防災会議は、委員（代理者を含む。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（軽易な事項の改正等）

第 6 条 会長は防災会議所掌の事務のうち、軽易な事項については、防災会議

に諮ることなく行うことができる。ただし、次の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

（防災会議の庶務）

第7条 防災会議の庶務は、千歳市防災担当課において行う。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。